

越知町

営業時間短縮要請協力金

申請要領

令和2年12月

越知町産業課

I 協力金の概要

1. 趣旨

新型コロナウイルスによる感染が拡大していることを受けて、高知県が令和2年12月14日に事業者の皆さまに施設の営業時間の短縮(以下「営業時間短縮」という。)へのご協力をお願いし、この要請に応じて、営業時間短縮の対象となる施設(以下「対象施設」という。)を運営されている方で、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを遵守し、営業時間短縮にご協力いただける中小企業、個人事業者等の皆さまに対して、高知県営業時間短縮要請協力金を支給することとなりました。

これを受けて、越知町においても、越知町内で対象施設を運営し、上記の営業時間短縮又は休業にご協力いただける中小企業、個人事業者等の皆さまを対象に「越知町営業時間短縮要請協力金(以下「協力金」という。)」を支給します。

2. 支給額

1対象施設当たり最大27万円

※営業時間短縮の要請期間に協力いただいた日数に1万円を乗じて得た額
(ただし、定休日は日数の算定に含めません。)

※複数の対象施設を運営する事業者の場合は、1対象施設ごとに算定した額の合計額となります。

II 申請要件

1. 申請要件

協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす方(以下「申請者」という。)とします。

- (1) 高知県営業時間短縮要請協力金の支給対象者であること。
- (2) 越知町内で対象施設(別表1(5ページ))を運営する事業者(本町外に本社がある事業者を含む。以下同じ。)で、中小企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。)、個人事業者、特定非営利活動法人及びその他法人(社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、農業法人等の各種法人をいう。)であること。
- (3) 高知県が営業時間短縮の要請を行った日(令和2年12月14日)以前から、

法令等で定める営業に必要な許可等を取得のうえ、対象施設を運営していること。

- (4) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを遵守していること。
- (5) 午後8時を超えて営業しようとしていた事業者が、高知県の要請に応じて、令和2年12月16日から令和3年1月11日までの間において、営業時間短縮を行うこととし、午前5時から午後8時までに限って営業すること。
- (6) 越知町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年越知町規則第18号)第2条第2項第5号に定める暴力団員等に該当しないこと。かつ、将来にわたっても該当しないこと。

Ⅲ 申請手続等

1. 協力金に関するお問合せ先

協力金の申請手続等に関してご質問等がある場合は、以下の協力金担当課へお問合せください。

越知町産業課

電話番号:0889-26-1105

電話受付期間:令和2年12月25日(金)から令和3年2月12日(金)

電話受付時間:午前9時から午後5時まで

(土日、祝日は休み。)

2. 申請書類

別表2(5ページ)に掲げる申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

また、提出いただいた申請書類は返却しません。

3. 申請書類の受付期間

令和3年1月4日(月)から令和3年2月12日(金)まで

4. 申請受付方法

申請書は、越知町産業課まで持参してください。

5. 支給・通知等

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは、協力金を

支給します。協力金の支給は、令和3年1月中旬から順次開始する予定です。

協力金の入金をもって支給決定の通知に代え、書面による支給決定通知は送付いたしませんのでご了承ください。

また、申請書類の審査の結果、協力金を支給しない旨の決定をしたときは、越知町営業時間短縮要請協力金支給却下通知書を送付します。

IV その他

- (1) 書類の不備等があり、越知町が申請者に連絡・確認できない場合が一定期間続いたとき(申請受付日から1か月経過した日又は令和3年2月26日(金)のいずれか早い方の期日に到達したとき)は、申請が取下げられたものとみなします。
- (2) 申請要件に該当しない事実や不正等が疑われる場合は、対象施設の営業時間短縮の取組に係る実施状況や対象施設の運営状況に関する調査を実施し、又は報告を求めることがあります。
- (3) 上記の調査等の結果、申請要件に該当しない事実や不正等が明らかであると判明した場合は、協力金の不支給を決定し、又は支給決定を取り消します。
支給決定を受け、既に協力金の支給を受けている申請者には、協力金の返還を求めることがあります。

【別表1】対象施設

区 分	対象施設	備 考
飲食店	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、飲食店、料理店、喫茶店（カラオケ喫茶を含む。）、居酒屋	営業時間内及び業種ごとの感染拡大予防ガイドラインによる適切な感染防止対策を講じることを条件とする。
ホテル、旅館 （施設内の宴会場など、飲食の提供の場に限る。）	ホテル、旅館、民宿、ペンション、ゲストハウス	
施設内で大声を発するなど、飛沫感染のおそれが高い施設	カラオケボックス、ライブハウス	

※なお、上記に掲げる施設は、午後8時を超えて営業しようとしていた事業者が、感染防止のため休業する場合も営業時間短縮と同様に支給対象となります。

【別表2】申請書類

《 越知町営業時間短縮要請協力金 申請書類 》
1 越知町営業時間短縮要請協力金支給申請書(様式1) ※ 「誓約同意事項」(申請書)を確認の上記入ください。
2 高知県営業時間短縮要請協力金支給決定通知（写しで可）

※ 上記の書類のほか、必要に応じて追加の書類の提出及び説明を求められます。

※ 越知町営業時間短縮要請協力金支給申請書は、ボールペンで記載してください。（消せるボールペンは不可です。）